

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 1 0 月 2 6 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 2 6 - 4 1 3 8 0 - 0 2 3 9 号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持(災防)工事(法面)
質 問 事 項	
<div>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？</div> <div>2. 特記仕様書第 17 章三者協議の対象工事となっていないませんが、設計変更ガイドラインに基づく受注者の申し出による設計変更三者協議は可能という理解で良いですか？</div> <div>3. 参考図（図面番号 26/30、27/30、28/30）及び「敷鉄板・借地図（図面番号 30/30）」は現場条件の変更に伴う設計変更協議が可能という理解で良いですか？</div> <div>4. 法面工端部の地山擦り付け部において、将来の維持管理上植生工の施工が必要と判断された場合は設計変更協議が可能という理解で良いですか？</div> <div>5. 本工事を落札して契約となった場合、現在施工している工事が完了するまでの現場施工に着手できない期間は、現場代理人と配置技術者の専任を要しない期間と考えて良いですか？</div> <div>6. 今回設計の補強土植生のり枠工(GT フレーム)は、別記 2 総合評価点評価基準の同種類似工事〔現場吹付法枠工事〕は該当しますか？</div> <div>7. 採用単価表 番号 18 鋼製山留材 整備費は、建設物価 P813 と積算資料 P288 の鋼製山留材 部品(H-250～400)と考えて良いですか？</div>	
回 答 事 項	
<div>1. 御理解のとおりです。</div> <div>2. 必要と認められるときは、三者協議を行います。</div> <div>3. 御理解のとおりです。</div> <div>4. 御理解のとおりです。</div> <div>5. 御理解のとおりです。</div> <div>6. 法枠を施工し、モルタルや植生基材等を吹付ける工事を対象とします。</div> <div>7. 御理解のとおりです。</div>	